

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第13号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年亀山市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例別表第1の規則で定める事務）</p> <p>第2条 条例別表第1の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>[（1）及び（2） 略]</p> <p><u>（3）生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項に準じて行う同法第15条に規定する医療扶助の実施に関する事務</u></p> <p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2の規則で定める事</p>	<p>（条例別表第1の規則で定める事務）</p> <p>第2条 条例別表第1の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>[（1）及び（2） 略]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2の規則で定める事</p>

務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 亀山市福祉医療費の助成に関する条例第2条第1項に規定する心身障害者に対する同条例第7条に規定する受給資格の認定及び更新並びに受給資格者証の交付に関する事務 次に掲げる情報

[ア～ウ 略]

エ 当該申請に係る助成対象者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止（以下「生活保護実施関係情報」という。）に関する情報

[オ 略]

[(2)～(4) 略]

- (5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項に準じて行う同法第15条に規定する医療扶助の実施に関する事務 当該外国人に

務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 亀山市福祉医療費の助成に関する条例第2条第1項に規定する心身障害者に対する同条例第7条に規定する受給資格の認定及び更新並びに受給資格者証の交付に関する事務 次に掲げる情報

[ア～ウ 略]

エ 当該申請に係る助成対象者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止（以下「生活保護実施関係情報」という。）に関する情報

[オ 略]

[(2)～(4) 略]

[号を加える。]

係る同法に基づく医療扶助に準じた
医療扶助の資格に関する情報

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。